

事業系ごみの不適正排出対策の方向性について（案）

さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいく必要がある。

しかし、一部の事業所においては、家庭ごみ集積所への事業系ごみの排出が行われている事例がある。

また、収集運搬許可業者への委託や自己搬入により、適正な運搬がされている場合であっても、クリーンセンターへ搬入される事業系ごみには、基本的な分別が守られていないものや容易に分別可能な資源物の混入などが見受けられる。

以上のことから、事業者の排出者責任と分別ルールの遵守を徹底し、排出に関する公平性の確保と事業系ごみの減量・資源化を進めていくため、以下の項目についての取り組みを検討する。

＜主な検討項目（案）＞

1. 排出事業者に対する対策の強化

- (1) 排出事業者に対する、適正排出方法の広報・啓発の強化
- (2) 事業系ごみを繰り返し不適正に排出する事業者への指導の強化

2. クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化

- (1) 搬入ごみの展開検査における指導の強化
- (2) クリーンセンターの受け入れ基準の厳格化
- (3) クリーンセンターにおける別降ろしスペースの利用の促進

1. 排出事業者に対する対策の強化

(1) 排出事業者に対する、適正排出方法の広報・啓発の強化

不適正排出対策を進める前提として、排出事業者責任の周知を徹底しなければならない。事業系ごみは、家庭ごみの集積所に排出することはできず（一定規模以下の住居併用かつ少量排出事業所を除く）、適正な処理方法としては、収集運搬許可業者へ委託するか、自己搬入することとしている。しかしながら、一部の事業所においては、家庭ごみ集積所への事業系ごみの排出が行われている事例があることから、引き続き排出事業者責任の周知を図っていく。

また、収集運搬許可業者への委託や自己搬入により、適正に運搬されている場合であっても、クリーンセンターに搬入される事業系ごみには、基本的な分別が守られていないもの（燃やすごみへのビン・カン等の不燃物の混入、産業廃棄物の混入）や容易に分別可能な紙類などの資源物の混入が見受けられるため、基本的な分別ルールや資源化できるものの排出方法等の周知活動を進めていく。

例) 分別ルール啓発チラシ等を用いた周知

収集運搬許可業者を通じた排出事業者への分別ルールの周知

機密文書の資源化に関する啓発 など

(2) 事業系ごみを繰り返し不適正に排出する事業者への指導の強化

事業系ごみが家庭ごみの集積所へ排出された場合は、開封調査による排出者の特定に努め、個別の排出指導を行っていく。

なお、排出者の特定ができない場合については、警告看板の設置や取り残し時の警告シールの貼付を行っていく。

また、集積所への排出を繰り返す悪質なルール違反事業者に対しては、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例により、撤去勧告、撤去命令及び不適正排出事業者の公表を行っていく。

<参考>

武蔵野市の取り組みについて

武蔵野市では、排出事業者に必要な分別ルールを徹底や容易に分別可能な資源物の資源化を促進するため、分別方法について、わかりやすい啓発チラシを用いて、排出事業者に周知を行っている。

<武蔵野市 事業系ごみ分別方法の啓発チラシ>

武蔵野市

事業系ごみ分別一覧表①

ごみ総合対策課
減量指導係
TEL 60-1802

【この一覧表は事業者がごみの処理を許可業者に委託した場合の分別例です。】

- 事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。業者へ処理を委託する場合は、許可を受けた業者(許可業者)と契約し、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とを別々に処理しなければなりません。
- 武蔵野クリーンセンターでは、搬入物の検査を実施しております。資源化できるものは、クリーンセンターへの搬入をお断りすることがあります。
- 一般家庭のごみの分別と事業所のごみの分別は異なります。ご注意ください！！

一般廃棄物の出し方	
品目	代表的な品物
古紙	<div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 段ボール 新聞 雑誌 コピー用紙 ミックス ペーパー </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">○資源化可能な古紙類は、市のクリーンセンターへ搬入することはできません。 ○古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の許可業者へ委託しリサイクルしてください。 ○機密文書も機密性を保持したままリサイクルできる業者があります。</p>
生ごみ	<div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 食品の 食べ残り 売れ残り 調理残渣 など </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">○食品小売事業者は19年度改正食残法により、平成24年度までに再生利用実施率を45%以上に向上させてください。 ○外食産業事業者は19年度改正食残法により、平成24年度までに再生利用実施率を40%以上に向上させてください。 ○リサイクルの方法には、食残法第10条に基づく登録再生利用事業者へ搬入して資源化する方法等があります。</p>
燃やすごみ	<div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 汚れた紙 リサイクル できない 紙など </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div>

● 徹底的に分別して、リサイクルしてください。

発生段階で分別を徹底することにより、リサイクル可能な物(着・バック類・衣料等)がたくさんあります。さらに詳しい分別については、委託契約した許可業者にお問い合わせください。

武蔵野市

事業系ごみ分別一覧表②

ごみ総合対策課
減量指導係
TEL 60-1802

【この一覧表は事業者がごみの処理を許可業者に委託した場合の分別例です。】

- 事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。業者へ処理を委託する場合は、許可を受けた業者(許可業者)と契約し、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とを別々に処理しなければなりません。
- 一般家庭のごみの分別と事業所のごみの分別は異なります。ご注意ください！！

産業廃棄物

これらの品目は武蔵野クリーンセンターへ搬入できません。

品目	代表的な品物
プラスチック類	<div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> PPバンド ビニール 弁当容器 プラスチック製品 発泡スチロール 緩衝材など </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div>
金属類	<div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 缶スプレー 缶 刃物 </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div>
ガラス陶器	<div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> びん コップ 茶碗 蛍光灯など </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div>
大型ごみ	<div style="display: flex;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> オフィスの机 いす、ロッカー 家電製品、 </div> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div>

● テレビ(ブラウン管・液晶)・エアコン・冷蔵庫(凍)庫・洗濯機・乾燥機は家電リサイクル法
パソコンは資源有効利用促進法によりリサイクルが義務付けられています。

● さらに詳しい分別については委託契約している許可業者にお問い合わせください。

2. クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化

(1) 搬入ごみの展開検査による指導の強化

収集運搬許可業者の搬入した燃やすごみの展開検査を継続するとともに、検査回数を増やすなどの取り組みを強化し、搬入ごみの現状把握を行う。

また、不適正な搬入を防止するため、基本的な分別（燃やすごみへのビン・カン等の不燃物の混入、産業廃棄物の混入）が守られていない収集運搬許可業者には指導を強化し、排出事業者については収集運搬許可業者と連携した取り組みを進めていく。

例) 展開検査時の状況に応じ、持ち帰り指示などの改善指導等

分別ルールが徹底されていない排出事業者に対して、収集運搬許可業者を通し啓発チラシを配布 など

(2) クリーンセンターの受入基準の厳格化

クリーンセンターに搬入される事業系ごみの中には、容易に分別できる資源物（ダンボールなど）が一部含まれており、家庭ごみの減量・資源化を進めている本市の現状から、事業系ごみについても減量・資源化を進めていく必要がある。

特に資源化ルートが確立されており、排出事業者が分別することが容易である古紙類等については受入れ制限の検討を行うとともに、不適正な分別によるごみの搬入も規制するため、クリーンセンターの受入基準を厳格化する。

併せて、受入基準を遵守しない排出事業者及び収集運搬許可業者への指導制度についても検討を進めていく必要がある。

例) 事業所から排出される資源化可能な紙類の搬入禁止

受入基準に違反した事業系ごみを搬入した収集運搬許可業者及び自己搬入事業者に対して受け入れ拒否や分別ルールの指導 など

<参考>

大阪市・千葉市の取り組みについて

大阪市や千葉市では、クリーンセンター（清掃工場）へ搬入されていたごみのうち、資源化が可能な紙類について搬入禁止とし、搬入物展開検査の結果、資源化が可能な紙類などが見つかった場合には、持ち帰りの指示や分別ルールの指導を行っている。

<資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止啓発チラシ（大阪市）>

事業者の皆さんへ 大阪環境局

大阪市では平成25年10月から
「資源化可能な紙類」の焼却工場への搬入
を禁止します。

**紙類の
分別とリサイクルに
ご協力をお願いします**

新聞紙
紙パック
段ボール
雑誌
パンフレット
カタログなど
OA紙
シレッター紙
その他の紙
ポスター・カレンダー
ちらし紙など
封筒など

※機密書類含む

※機密書類含む

ごみ減量 = 各事業所での徹底した分別 → 許可業者・再生資源事業者 → リサイクル施設 → リサイクル
新たな紙に再生

資源化可能な紙類のリサイクルについて、詳しくは大阪市ホームページから [大阪市環境局](#) [検索](#)

・大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抜粋）

（一般廃棄物の搬入基準）

第20条 土地又は建物の占有者（土地又は建物の占有者から一般廃棄物の運搬を受託した者を含む。）は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入する場合には、市規則で定める搬入基準に従わなければならない。

・大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則

（一般廃棄物の搬入基準）

第10条 条例第20条第1項の市規則で定める搬入基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物に産業廃棄物を混入させないこと
- (2) 一般廃棄物処理計画に従い一般廃棄物を適正に分別すること
- (3) 一般廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包し、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講ずること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従い搬入すること

・大阪市一般廃棄物処理基本計画

資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

○事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します。資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、OA紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）であり、機密書類についても含むものとします。

○資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は「廃棄物処理法」第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設において資源化するものとします。

○環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

ごみの分別・排出ルールを守らない方に対する指導制度について

ごみの分別・排出ルールを守らない市民・事業所には、条例により罰則等が適用されます。

指導対象となる行為

1. 再資源化可能な古紙類を分別・リサイクルせずに一般廃棄物(可燃ごみ)として排出した場合
2. 金属くずや廃プラスチック類などの産業廃棄物を、産業廃棄物として適正に処理せずに一般廃棄物(可燃ごみ)として排出した場合
3. その他清掃工場の受入基準に適合しない廃棄物を排出した場合など

指導から罰則までの流れ

① 発見・確認

清掃工場において、収集業者が搬入する事業所ごみ及び事業者が自己搬入するごみの展開検査を定期的に行っています。
上記の違反ごみが見つかった場合は、伝票等の資料により、違反ごみを排出した事業者を特定します。



② 行政指導

①で特定した事業所を市職員が訪問し、行政指導を行います。



③ 勧告

②行政指導後もルールを守らない場合、改善勧告を行います。



④ 命令

③勧告後もルールを守らない場合、改善命令を行います。



⑤ 罰則等

④命令後1年以内にルール違反が見つかった場合に過料(2,000円)を徴収します。
併せて公告、市ホームページへの掲載等により事業所名及び違反内容を公表します。



家庭ごみステーションへの排出等は禁止です！！

以下の行為は廃棄物処理法違反となり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(併科)に処せられることがあります。

1. 家庭ごみステーションへの投棄(不法投棄)
店舗併用住宅の場合は、お店から出るごみと住まいから出るごみを分別し、それぞれ適正に処理してください。
2. 野焼き
3. 千葉市一般廃棄物処理業許可業者以外の者への委託

・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第 28 条 事業者(受託一廃運搬業者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項の規定により定められた受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第 15 条 条例第 28 条第 1 項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市外で発生した廃棄物でないこと。

(2) 焼却することが困難な形状又は寸法のものでないこと。

(3) 再利用することが適当であると認められるものでないこと。

(4) 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ、切断し、こん包する等必要な措置を講ずること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従い搬入すること。

(3) クリーンセンターにおける別降ろしスペースの利用の促進

現在、収集運搬許可業者がやむを得ずクリーンセンターに搬入する資源物(ダンボール・カン等)については、資源物の別降ろしスペースを設けることで、資源化を図っているが、資源物の排出が少量の排出事業者における資源化を促進するため、搬入した資源物が随時受け入れ可能となる体制を整備し、別降ろしスペースの利用の促進を図っていく。

<参考>

<クリーンセンターにおける資源物の別降ろし回収の状況>

(カン類)



(古紙類)

